

気候変動に関する枠組み条約(UNFCCC) /
科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 30 回会合(SBSTA30)
及び関連会合出席報告
海洋研究開発機構

IPCC 貢献地球環境予測プロジェクト

近 藤 洋 輝

1. はじめに

気候変動枠組み条約(UNFCCC)補助機関第 30 回会合(SB30)―「科学上及び技術上の助言に関する補助機関第 30 回会合(SBSTA30)」と「実施に関する補助機関第 30 回会合(SBI30)」の 2 分科会から成る―は、平成 20 年 6 月 1 日～10 日の日程で、また、関連する会合である、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第 6 回会合 (AWG-LCA6)」及び「京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会第 8 回会合 (AWG-KP8)」は平成 21 年 6 月 1 日～12 日、いずれもドイツ・ボンで開催された。

SB30 では、気候変動枠組条約・京都議定書の着実な実施や関連する各種方法論について議論され、また、AWG-LCA2 と AWG-KP5 part 2 では、ポスト京都(2013 年以降)の気候変動に関する国際枠組みに係る議論が行われた。

SBSTA30 では、議題 6 : 「研究と組織的観測」に関し、この数年、研究と組織的観測を交互に議論の対象としてきており、前回の SBSTA29 では組織的観測のみを対象とする番であったが、報告事項のみで議論は今回に持ち越した。従って、今回は「組織的観測」に関する討論と、本来議論する「研究」に関する審議(報告と討論)を行うことになった。

日本からは、古屋昭彦外務省地球環境問題担当大使、宮川眞喜雄外務省国際協力局審議官、本部和彦経済産業省資源エネルギー庁次長、有馬純同省大臣官房審議官(地球環境問題担当)、竹本和彦環境省地球環境審議官、森谷賢同省大臣官房審議官、島田泰助林野庁次長のほか、外務、文部科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省の関係者が参加した。

文部科学省からは、同省参与としての小職と、海洋地球課地球・環境科学技術推進室の田辺玲専門調査員とが、SBSTA28 の関係部分(担当の小分科会の討論の全てと全体会合の前半部・後半部)及び、AWG-LCA2、AWG-KP5 part 2 の一部に参加した。

以下、参考までに公電や ENB に基づく AWG-LCA6 と AWG-KP8 全体の議論の紹介と、SBSTA に関しては直接参加した議題 6 「研究と組織的観測」に関する非公式協議 (Informal Consultation) での議論について報告する。

2. ポスト京都の国際枠組みの

2-1. AWG-LCA6 の討論

(1) 今回は、各国からの提案に基づき議長が交渉用の文書として作成したテキストの読み通しを 2 回行って、各国がコメントをし、交渉テキストに反映させる作業が行われた。

第一読では、①適応、②資金、③技術及びキャパシティ・ビルディング、④緩和に関して各国から全般的な立場の表明が行われた。

第二読では、各国が具体的な文言修正を提出し、改訂テキストを取りまとめる作業が行われた。各国の主張をすべて取り込んだ結果、改訂テキストは非常に大部なものとなった。次回 8 月会合では、改訂した交渉テキストに基づき交渉が行われてテキストを絞り込む予定である。

(2) 交渉結果の法的位置づけに関して、途上国からは、バリ行動計画のマンデートは限定的であり新議定書

の策定に反対との主張があった一方で、一部の途上国からは京都議定書の改正に加え新たな議定書が必要とする考え方も示された。これに対し、我が国を始め先進国は**包括的な国際的枠組みが不可欠**として、**AWG-KP との一貫性・整合性の確保の重要性**を指摘した。また、**我が国が COP15 で新議定書として採択することを目指すべき旨を主張しそのためにいち早く必要な手続をとったこと**を受け（4月24日に**新議定書案**を事務局に提出）、**米国、豪州、ツバル、コスタリカ**もそれぞれ新議定書案を条約の手続きに基づき提出。これらの新議定書案は、COP15で議論されることとなる。（なお、**EU や一部の途上国は京都議定書の改正案**を提出。）

（3）本会合での**主な論点**は以下のとおり。

- 先進国の目標**については、**歴史的責任**に基づき削減量を割り当てられるべきと主張する途上国と、削減ポテンシャル、コスト、一人当たり GDP 等に基づき**各国それぞれの事情を勘案**しつつ目標を設定すべきとする先進国の間で意見が対立した。また、EUをはじめ米、豪、NZ等の先進国の多くは、目標達成のための手段及び途上国支援のための**資金源**として、**炭素市場を通じたクレジットの積極的活用**を主張している。
- 途上国の行動**については、**米国・豪州・日本は、共通だが差異ある責任及び相応の能力**に基づき、全ての国が行動することが不可欠と主張し、途上国、とりわけ主要途上国も緩和に向けた行動を義務づけられるべきと指摘した。これに対し途上国は、途上国に緩和行動を義務づけることや途上国を分類すること等は条約の原則に反していて、途上国の緩和行動は自主的なものであり、先進国の資金的・技術的支援が前提である旨主張した。
- 適応**に関しては、途上国は**先進国による十分な資金供与の必要性**を主張したのに対し、先進国は**既存の組織の活用などを主張**。
- 技術・資金**に関しては、途上国は、**技術・資金供与は先進国の条約上の義務**であるとしてその履行の強化を主張。**資金**については、条約下での**新たな基金設立**を主張する途上国と、条約下の基金以外の形の支援も活用すべきとする先進国の主張が対立した。また、**IPR（知的財産権）**が技術移転の障害となっており、強制許諾等が必要とする中国等の主張に対し、先進国は、技術移転のためにはむしろ適切な IPR 保護が必要と主張した。
- なお会期中に、先進国による過去の排出の「**歴史的責任**」に関する**技術的ブリーフィング**が行われ、途上国から、先進国は過去の排出責任に基づき大幅削減と途上国への補償を行うべきとの主張がされた。これに対し先進国からは、先進国は責任を果たす用意があるが、むしろ将来に向けた長期的視点に立ってすべての締約国が行うべき努力について議論すべきと主張した。

2-2. AWG-KP8 の討論

今次会合では、**附属書 I 国**の排出削減量、削減手段、法的論点等について、議長が事前に各国の見解をまとめた文書（以下、**議長ノート**）を基に議論が行われた。今回の議論を踏まえ、議長が京都議定書の改正に関する文書を作成することとなったが、それ自体は法的な議定書改正案ではなく、議論を促進するための文書と位置づけられた。

（1）**附属書 I 国の排出削減量**（附属書 I 国全体の排出削減量及び各国の削減量）

今次会合では附属書 I 国の排出削減量の議論に大半の時間が費やされ、各国の主張の確認と議長ノートの整理が行われた。附属書 I 国全体の削減量については、途上国は先進国の歴史的責任を強調し、科学の要請に基づき**トップダウン**で野心的な数値を決定すべきと主張した。具体的には、**IPCC 第 4 次報告書にある 25～40%削減**を根拠にしつつ、**2020 年に 1990 年比で**、南アフリカが 40%、小島嶼国連合が 45%、フィリピンが 50%、

インドが79.2%を提案した。我が国やEUからは、附属書I国全体の目標は**京都議定書の締約国となっていない国も含めた場で議論しなければ結論が出ず、AWG-KPとAWG-LCAの一体的な議論が不可欠**と指摘した。また、我が国からは、**世界全体の削減が重要**で先進国の目標のみを議論することは不十分と主張したのに対し、途上国は、途上国の行動についての議論はAWG-KPのマンデート（検討範囲）を逸脱すると強硬に反論した。さらに、約束期間の長さ、約束期間の数、基準年、附属書のあり方（附属書I国の約束の表し方を含む）についても各国の提案の説明が行われ、**我が国**からは、先進国の目標については排出総量に加え、データが入手可能な最新の年を含む**複数の年からの削減率**でも表すべきと主張し、**EUや途上国**は引き続き**1990年を基準年**とすることを支持した。各国の削減量については、途上国はトップダウンで決定した附属書I国全体の数値を、一定の指標（歴史的排出量及び能力）を用いて各国に割り当てるべきと主張し、南アフリカ及びフィリピンは附属書I国各国の具体的な削減数値案を提示した。我が国を含めた先進国から、一つの指標に合意することはできず、まずは各国が表明した目標の根拠について相互理解を深め、科学の要請を考慮しつつ、政治的実現可能性も踏まえて目標値を決定すべきと主張。また我が国は、歴史的排出量データには不確実性が大きく、法的拘束力のある国際約束の根拠とすることは不適切であると指摘した。

（2）削減手段

柔軟性メカニズム、**土地利用・土地利用変化及び林業部門（LULUCF）**、対象ガス、共通の指標、国際航空・海運からの排出等については、議長ノートに各国の主張が適切に反映されているかの確認に主眼を置いた議論が行われた。今回は特にLULUCFにつき集中的に議論し、森林・農地等の吸収源分野の取り扱いについて、これまでに各国から提案された様々なオプションについての相互理解を深めるとともに、可能な限り整理統合する作業が行われた。議論の結果はノンペーパーに取りまとめられるとともに、各国に対し、次回8月会合までの間に、各オプションの影響についての理解を深めるために必要な情報やデータの内容に関する意見を提出することが奨励された。**8月会合**では今回実質的な議論ができなかった**柔軟性メカニズムにより多くの時間**が配分される予定。

（3）法的事項

日本、EU、ベラルーシが提案した附属書の改正手続きの簡素化に関する議論が行われ、オプションを整理した。

（4）その他の事項

附属書I国の削減行動によって生じる潜在的影響について議論を行い、引き続き次回会合で議論されることとなった。

3. SBSTA30 議題6「研究と組織的観測」関連の会議について

3-1. SBSTA 全体会合

SBSTA30の全体会合は、**プリュム（Helen Plume、ニュージーランド）議長**により、6月1日午後開会された。

冒頭、**アンブレラ・グループ**（注：ヨーロッパ連合<EU>を含まない9先進国：アイスランド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、ノルウェー、米国、ロシア、ウクライナおよび日本の9カ国）を代表してカナダは、コペンハーゲン（注：次の気候変動会議開催地）に過重な課題をもたらさないよう、このセッションでやるべきことを仕上げるのが重要であると述べた。

EUを代表してチェコは、補助機関会合のいずれにおいても議事の効率的に進行と、建設的な議論を促した。

小島嶼国連合(AOSIS)を代表して**グラナダ**は、適応、災害リスク管理、経済的回復力に関するセッションをこえた連携を歓迎すると述べた。

途上国 (G77/China) を代表してスーダンが、技術移転の重要性を強調し、またナイロビ作業計画 (NWP) の進展の必要性を述べた。

議題 6 (研究と組織的観測) に関する審議では、研究に関し、地域及び国際的な気候変動研究計画及び組織から提出された研究活動の進展についての報告が紹介され、会期中に気候変動研究に関連した締約国と地域及び国際的な気候変動研究計画及び組織との対話を行うことが紹介され、同イベントへの参加が呼びかけられた。

組織的観測については、全球気候観測システム (GCOS) 実施計画の進捗状況、及び同実施計画に関連した全球陸面観測システム (GTOS) 及び地球観測衛星委員会 (CEOS) の活動状況について、各機関の代表から提出された報告書類の概要説明が行われた。

ジルマン (John W. Zillman, オーストラリア) GCOS 運営委員会議長は、GCOS は進展しているものの依然として途上国における現場観測システムの不足を埋める点での進展が限られていることを指摘し、報告書に挙げた優先課題に対する取組の検討を求めたほか、同実施計画の改訂を進めていることに言及した。

日本からは、GCOS の活動の重要性を認識し、我が国としての貢献の強化の一部として GCOS ナショナルコーディネーターの指名と GRUAN への参加を決めたことのほか、2009 年初頭に日本から打ち上げに成功し、現在検証作業が行われている GOSAT (「いぶき」) の観測成果は、2010 年 1 月に CO₂ 及びメタンデータを公開する予定であること、21 世紀気候変動予測革新プログラムについて、およびアジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) 等既存の国際ネットワークの活用による効率的な気候変動研究の実施が必要であることが述べられた。

他にスイス、および途上国 (G77+中国) 代表のベリーズから以下の見解表明があった。

スイス: GCOS 実施計画の改訂作業を含む各観測システムからの報告を歓迎し、衛星観測の重要性を指摘する。8 月 31 日からスイス・ジュネーブで第 3 回世界気候会議 (WCC-3) 開催を予定している。

ベリーズ (G77/China): 効果的な気候変動への適応戦略を策定するうえで組織的で統合的な観測が不可欠である。

以上の報告・見解表明に基づき、議長は、研究と組織的観測に関して、**非公式協議 (Informal Consultation)** を行うことを提案して了承された。

3.2 締約国と地域及び国際的な気候変動研究計画及び組織との対話

会合三日目に行われた締約国と地域及び国際的な気候変動研究計画及び組織との対話では、IPCC や APN 等の 7 つの国際研究計画、機関及びネットワークから、IPCC 第 4 次評価報告書後の知見や研究活動に関連した能力開発活動等について報告があった。この会合の様子およびプレゼンテーション資料は UNFCCC ウェブサイト:

http://unfccc.int/methods_and_science/research_and_systematic_observation/items/4888.php

で公開されているが、その議事内容は:

- 開会 - プリウム SBSTA 議長
- 気候変動の研究活動を行っている以下の国際研究計画・組織とネットワーク及び IPCC によるプレゼン:
 - 地球システム科学パートナーシップ (ESSP) - リーマンズ (Rik Leemans), ESSP 科学委員会委員長:
「UNFCCC に適切な科学的新知見と活動」
 - 研究大学国際連盟 (IARU) - 気候変動に関する IARU 国際科学総会 (コペンハーゲン、2009 年 3 月 10-12 日) のリチャードソン (Katherine Richardson) 科学推進委員長: 「気候変動: 全球的风险、課題、

および決断」

- IPCCのバン・イパーセル(Jean-Pascal van Ypersele)副議長：「IPCC:AR5をめざして」
- 質疑応答
- 気候変動の研究活動を行っている以下の地域研究計画・組織・ネットワークによるプレゼン
 - START - パドガム (Jon Padgham) , START 国際事務局：「SBSTA30研究対話に対するSTARTの寄与」
 - 第7期フレームワーク・プログラム(FP7) - 欧州委員会 (EC) リピアトウ (Elisabeth Lipiatou) 研究部長：「FP7における気候変動の研究と観測：成果、計画、活動、研究ニーズ」
 - 気候変動米州研究所 (IAI=Inter-American Institute for Global Change Research) - テイエッセン (Holm Tiessen) 所長：「IPCC-WG2-将来の研究ニーズ」
 - 気候変動研究アジア太平洋ネットワーク (APN) - マッシューAPN科学計画グループ共同議長：「気候変動における開発」
- 質疑応答
- 討論
- 議長結語

討論においては、適応策の策定に必要な極端現象の研究等、締約国の必要とする研究の推進に対する要望などが述べられた。

3.3 非公式協議

カステラリ (Sergio Castellari、イタリア) およびマーラング (Clifford Mahlung、ジャマイカ) を共同座長として、6月2日～8日に非公式コンサルテーションが開かれた。気候変動研究の進展の評価と今後の強化、気候変動の科学に関する、締約国と地域及び国際的な気候変動研究計画及び組織との対話、組織的観測の進展の評価と今後の強化について検討を行った。

3.4 SBSTA 全体会合

非公式コンサルテーションの結果を受け、10日の閉会全体会合で、次の内容の**結論文書** (FCCC/SBSTA/2009/L.6) に合意した。

- 気候変動研究の進展努力を歓迎し、その強化を奨励する。
- 研究計画の枠組や組織と締約国との対話の重要性を認識しその継続を進める。
- 特に SBSTA32 で、双方からの報告による対話イベントを開催する。
- 締約国から IPCC への科学的疑問を提出することを奨励する。
- GCOS をはじめとする組織的観測の進展を歓迎し、締約国及び国際機関のさらなる貢献を要請する。
- GCOS 事務局の業務過重を軽減するため全ての GCOS スポンサー機関に適切な資源提供を勧奨する。
- GCOS 実施計画の改訂を要請する。
- AWG-LCA に対し、とくに途上国における、研究と組織的観測の強化の必要性を留意することを呼びかける。

また、上記を踏まえて、組織的観測に関して今後への方向性を示すことになり、長期継続的観測の確保と関連活動の継続等を求める内容の、COP 決定案を採択した (参照：FCCC/SBSTA/2009/L.6/Add.1)。

所感

今回も、全体として、コペンハーゲンにむけた、AWG-LCA および AWG-KP による、ポスト京都の枠組み策定に大方の関心が向いていた。先進国の歴史的責任、削減目標の基準年、先進国の目標のみを明示するのか、世界全体の削減率を明示するのかなど、争点は多くあり、簡単には決着つきそうにない。

6月10日のAWGの議場では、直接関係がない議題で、会議場の外のロビーに出ていたところ、日本代表から大使によって発言があり、ロビーのモニターテレビに人だかりがあり、そこで、日本の大使から、2020年の中期目標の削減率の数値はまだ日本は出さないのかという空気に応えるように、2005年基準から真水で（取引などの経済その他のメカニズムによる文を考慮せず削減のみで）15%削減（1990年基準では、8%削減）すると明言した。日本における麻生首相の声明に従ったものであった。

SBSTAにおいては、来年6月のSBSTA32で、計画枠組や組織と締約国との対話イベントが開催されることになり、予測に関する本格的実験がかなり進行した段階で、主要国の研究成果の発信の場が提供されることになる。

組織的観測に関して今回は、以前から日本に求められていた、GCOSのNational Coordinatorに関し気象庁が受け入れ、今回出席した吉田気候変動対策調整官がその任にあたることになった。SBSTAとしてCOPに対し提出する決議案に織り込まれた長期継続的観測の確保は気候変動分野の研究にとって重要であり、ことあるごとに指摘することは意義があると思われる。